川内村議会告示第１号

福島県双葉郡川内村条例（川内村敬老祝金支給条例の改正）改正請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第４項の規定に基づく条例改正請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第９８条の２第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年９月８日

川内村議会議長　　渡　邉　一　夫

１.日　時　　令和８年９月１１日（金）　午前９時００分

２.場　所　　川内村議会議場（川内村役場２階）

３.事件名　　福島県双葉郡川内村条例改正請求について
（川内村敬老祝金支給条例の改正）

４.意見を述べる者　請求代表者　１名

５.意見を述べる時間　１５分以内（意見を述べる者の合計時間）